

## 西予市オフセット・クレジット（J-VER）売買契約書（見本）

売出人西予市長 三好 幹二（以下「甲」という。）と買受人〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく西予市オフセット・クレジット（J-VER）の売買に関し、ここに契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

### （定義）

第2 条 本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

### （オフセット・クレジット（J-VER）の売買）

第3 条 甲は、次に掲げるオフセット・クレジット（J-VER）を、次に定める販売数量及び販売金額により乙へ売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 販売数量：オフセット・クレジット（J-VER） 〇〇〇 t - C O 2

(2) 販売金額：金〇〇〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

### （契約保証金の免除）

第4 条 契約保証金は免除する。

### （代金の支払）

第5 条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日（元号〇年〇月〇日）までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

### （オフセット・クレジット（J-VER）の移転）

第6 条 甲は、乙からの売買代金の支払を確認後、第3 条第1 号に定める販売数量をオフセット・クレジット（J-VER）登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

### （秘密の保持）

第7 条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第8条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払をしなければならない。もし、その期間内に支払を完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数1日につき年3.0パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
- (3) 前各号の場合のほか、乙が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において損害があるときは、その損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品(サービス、イベント(会議)、自主活動)において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1  
西予市長 三好 幹二 印

乙 住所

氏名 〇〇〇 〇〇 印

## 別記「定義集」

### (1) オフセット・クレジット (J-VER)

環境省オフセット・クレジット (J-VER) 制度の認証基準に従い、オフセット・クレジット (J-VER) 制度認証委員会により、認証・発行された二酸化炭素の削減量及び吸収量。

### (2) オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿

オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されるオフセット・クレジット (J-VER) を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うオフセット・クレジット (J-VER) を高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、オフセット・クレジット (J-VER) が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを防ぐ。

### (3) 保有口座

オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿において、オフセット・クレジット (J-VER) を取得しようとする者の申請に基づき開設されるオフセット・クレジット (J-VER) を保有するための口座。

### (4) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすること。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出せないため、無効化される。